





## ★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

### 1. 公益通報者保護 解雇・懲戒に刑事罰を (2025/02/03)

消費者庁設置の公益通報者保護制度検討会(座長＝山本隆司東京大学大学院教授)は公益通報を理由とした労働者の解雇・懲戒に対して、刑事罰を導入すべきとする報告書を公表した。罰則は事業者のほか、意思決定に関与した者を対象とし、法人に対してはより重い量刑を科す。配置転換については、採用時に勤務地や職務内容を定めず、定期的な異動を行う日本の雇用慣行を考慮し、罰則の対象から外すとした。報告書を受け、消費者庁は今通常国会に公益通報者保護法の改正法案を提出したい考えた。

### 2. 養育両立支援 時間単位で取得が可能に (2025/02/03)

厚生労働省は、今年4月から段階的に施行する改正育児介護休業法に関する通達を発出した。3歳～就学前の子を養育する労働者の柔軟な働き方を実現するための選択的措置の1つである「養育両立支援休暇」について、短時間労働者も含めて、時間単位で取得できる制度とする必要があるとした。法律上、省令で定める短時間労働者以外の者が1日未満の単位で取得できるとされているが、省令では定めていないとしている。

### 3. カスハラ対策義務 1年半以内に施行 (2025/02/10)

厚生労働省は、職場でのハラスメント対策の強化や、女性活躍に関する情報公表項目の追加などを盛り込んだ労働施策総合推進法等改正法案要綱について、労働政策審議会から「妥当」との答申を得た。今通常国会に法案を提出する予定だ。同法と男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の束ね法案となるもので、労推法では、カスタマーハラスメントに関する労働者の相談に応じ、適切に対応するための体制整備など雇用管理上の措置を事業主に義務付ける。均等法では、求職者へのセクシュアルハラスメントの防止措置義務を新設。両措置義務は法律公布から1年半以内に施行する。

### 4. 技人国の平均月給 27.0万円 (2025/02/17)

厚生労働省の「外国人雇用実態調査」によると、フルタイム勤務者の1カ月平均所定内給与額は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」が27.0万円、「高度専門職」が58.0万円だった。特定技能や技能実習は20万円に満たず、それぞれ19.6万円、16.9万円となっている。入国に要した費用は、労働者の13.2%が「100万円以上」と回答している。入国に要した期間は「半年以上」が54.5%に上った。

## ★育児時短就業給付金の創設★

2025年4月より開始します

2025年4月には、仕事と育児の両立を支援する仕組みが拡充されます。その一つが、2歳未満の子どもを養育するために時短勤務した場合に支給される「育児時短就業給付金」の創設があります。

育児時短就業給付金は、育児時短就業により、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給される給付金であり、育児時短就業中に支払われた賃金額の原則10%相当額が支給されます。



受給できる要件は以下の方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために育児時短の雇用保険者あること
- ② 育児休業から引き続き育児時短就業開始したこと。

または開始前2年間に被保険者期間が12か月あること

以下の月が対象です。

- ③ 初日から末日まで雇用保険の保険者あること
- ④ 1週間当たり短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 育児休業給付または介護休業給付を受けていない月
- ⑥ 高齢者雇用継続給付を受けていない月

育児する社員の雇用についてのご相談お気軽にどうぞ。

ベیرリーフ労務管理事務所

043-222-5337

## ★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第159回

マイナ保健所への切り替えは?

Q、従業員の中に未だマイナンバーカードの取得が済んでない者がいます。  
今後どうなるのでしょうか?

A、2024年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了しましたが、既にお持ちの健康保険証は2025年12月1日まで利用が出来ます。2025年12月2日以降は、現行の健康保険証は利用出来ませんので、それまでにマイナ保険証の利用登録を行うことをお勧めします。



また、2025年12月2日以降にマイナンバーカードを持っていないなどの理由でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない被保険者及び被扶養者の方には資格確認書が交付されます。

この資格確認書の有効期限は、最大で5年間です。2025年12月2日以降に交付する資格確認書の有効期限は、2030年11月30日です。

お早めに対処することをお勧めします。

## ★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

寒波が押し寄せてきてこの数日辛いですね。日本海側に住む方々に比べたら贅沢は言えません。2月はあっという間に後半戦。日々忙しく業務に励んでいます。

モットーとしてはクイックレスポンスを心がけております。忙しくはしておりますが、至らないことがありましたら教えてください。ではでは。

・ ・ 発行・制作 ....



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>